

事 務 連 絡

平成23年10月21日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成23年度補正予算（第3号）に伴う対応等について

政府は、平成23年10月21日に、東日本大震災・原子力災害からの本格的な復興予算として、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき、真に復興に資する施策を重点的に措置する等のため、平成23年度補正予算（第3号）の概算について閣議決定したところであります。

これに伴う財政措置等として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 原

電話 03-5253-5612

(別 紙)

第1 国の補正予算

本日、政府は平成23年度補正予算（第3号）の概算について閣議決定し（別添資料参照）、この臨時国会に提出する予定である。

今回の補正予算においては、歳出面で、東日本大震災・原子力災害からの本格的な復興予算として、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき、真に復興に資する施策を重点的に措置する等のため、災害救助等関係経費941億円、災害廃棄物処理事業費3,860億円、公共事業等の追加1兆4,734億円、災害関連融資関係経費6,716億円、地方交付税交付金1兆6,635億円、東日本大震災復興交付金1兆5,612億円、原子力災害復興関係経費3,558億円、全国防災対策費5,752億円、その他の東日本大震災関係経費2兆4,631億円、年金臨時財源の補てん2兆4,897億円、台風第12号等に係る災害対策費3,203億円、B型肝炎関係経費480億円等を追加計上するほか、既定経費の減額1,850億円、東日本大震災復旧・復興予備費の減額2,343億円の修正減少額を計上している。また、歳入面で、復興債1兆5,500億円、税外収入1,333億円を追加計上等している。

この結果、一般会計予算の規模は、歳入歳出とも平成23年度の補正予算（第2号）による補正後予算に対し、1兆6,832億円増加し、1兆6兆3,987億円となっている。

第2 東日本大震災に係る財政措置等

東日本大震災に係る復旧・復興事業等や全国的に緊急に実施する防災・減災事業に係る地方負担額等については、以下のとおり財政措置等を講じる予定である。

1 東日本大震災に係る復旧・復興事業等に係る措置等

(1) 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等を考慮して交付することとしている震災復興特別交付税（1兆6,635億円）により、以下に掲げる地方負担額等の全額を措置することとしている。

これに伴い、「平成23年度補正予算（第1号）に伴う対応等について」（平成23年4月26日付け自治財政局財政課事務連絡。以下「平成23年4月26日付け事務連絡」という。）及び「平成23年度補正予算（第2号）に伴う対応等について」（平成23年7月5日付け自治財政局財政課事務連絡）によりお知らせした措置の内容については一部変更されるものである。

① 平成23年度補正予算（第3号）関連

平成23年度補正予算（第3号）により追加される東日本大震災に係る復旧・復興事業等に係る地方負担額等（平成23年10月14日閣議決定に係る平成23年度東日本大震災復旧・復興予備費の使用に伴い追加された中小企業等グループ施設等復旧整備事業に必要な経費に係る地方負担額を含み、公営企業債、公営住宅建設事業債及び貸付金の財源に充てるための地方債の対象となる地方負担額並びに農地農林施設に係る地方負担額のうち受益者負担により賄うこととされている地方負担額（以下「措置対象外地方負担額」という。）を除く。）

② 平成23年度補正予算（第1号）及び補正予算（第2号）等関連

ア 平成23年度補正予算（第1号）及び補正予算（第2号）の歳出の追加に伴う地方負担額のうち地方債を充当できることとしたもの（措置対象外地方負担額及び平成23年度補正予算（第1号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額を除く。）

イ 平成22年度及び平成23年度予備費の使用（平成23年3月28日財務大臣決定及び同年4月19日財務大臣決定に係るものに限る。）に伴い追加された災害救助費に係る地方負担額

ウ 平成22年度及び平成23年度において東日本大震災に係る一般単独災害復旧事業債を充当しうる地方負担額等

③ 地方税等の減収関連

ア 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第8条に規定する地方税、使用料、手数料その他の徴収金で総務省令で定めるものの東日本大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足額

イ 「地方税法の一部を改正する法律」（平成23年法律第30号）、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（平成23年法律第29号）及び「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」（平成23年法律第96号）の施行による地方税等の減収額

ウ 「地方税法の一部を改正する法律案」（(3)参照）の施行による地方税の減収額

(2) 以上に掲げる措置を講じる等のため、「平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律案」（以下「総額特例法等一部改正法案」という。）を国会に提出することとしており、その概要は次のとおりである。

- ① 東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施のための特別の財政需要等に対応する震災復興特別交付税を交付できるようにするため、平成23年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例として、1兆6,635億円を加算すること。
 - ② 平成23年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。
 - ③ 震災復興特別交付税額について、東日本大震災に係る復旧・復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成24年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けること。
 - ④ 震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けること。
- (3) 被災者の居住の安定確保や地域経済活動の再生等を支援する観点から、個人住民税及び不動産取得税に係る特例措置並びに固定資産税及び都市計画税の課税免除等の措置を定める「地方税法の一部を改正する法律案」を国会に提出することとしている。
- (4) 今回の補正予算においては、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援するための東日本大震災復興交付金1兆5,612億円を計上しており、その概要は次のとおりである。
- ① 被災地方公共団体の復興地域づくりに必要な公共事業等を基幹事業として幅広く一括化するとともに、地方公共団体の負担を軽減するため、当該事業に係る地方負担額の50%を更に国費により措置すること。
 - ② 基幹事業に係る事業費の35%を上限に、基幹事業による復興を加速するために必要となるハード・ソフト両面にわたる事業を効果促進事業として実施できることとし、その経費の80%を国費により措置すること。
- 以上の措置を含め、地域の創意工夫を活かした復興を推進するため、復興特区制度を創設することとして、「東日本大震災復興特別区域法案」を国会に提出することとしている。

2 全国的に緊急に実施する防災・減災事業に係る措置等

- (1) 平成23年度補正予算（第3号）により追加される全国防災対策費に係る地方負担額等（平成23年度補正予算（第1号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額を含む。）については、以下のとおり措置することとしている。

これに伴い、平成23年4月26日付け事務連絡によりお知らせした措置の内容については一部変更されるものである。

① 全国防災対策費のうち投資的経費に係る地方負担額（平成23年度補正予算（第1号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額を含み、措置対象外地方負担額を除く。）については、その100%まで地方債（緊急防災・減災事業（補助・直轄））を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしていること。

② 上記①に準ずる地方単独事業のうち投資的経費に係る起債対象事業費については、その100%まで地方債（緊急防災・減災事業（単独））を充当できることとし、後年度における元利償還金の70%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしていること。

③ 地方債の対象とならない経費については、特別交付税により適切に対処することとしていること。

(2) 東日本大震災からの復興を図ることを目的として「東日本大震災復興基本法」（平成23年法律第76号）第2条に定める基本理念に基づき平成23年度から平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律案（仮称）」を国会に提出することとしている。

また、総額特例法等一部改正法案において、「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）の一部を改正し、上記施策に要する費用に充てるために平成23年度に起こした地方債で総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費を、平成24年度以降において、普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入することとしている。

第3 台風第12号等による災害への対応に係る追加の財政需要に対する財政措置

平成23年度補正予算（第3号）により追加される台風第12号等による災害への対応に伴う災害復旧事業等投資的経費に係る地方負担額については、地方負担額の100%まで地方債（災害復旧事業債及び補正予算債）を充当できることとし、後年度においてその元利償還金について以下のとおり地方交付税により措置する予定である。

(1) 補助災害復旧事業債

補助災害復旧事業債の後年度における元利償還金については、その95%を公債費方式により基準財政需要額に算入することとしていること。

(2) 補正予算債

補正予算債については、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入し、残余については単位費用により措置することとしていること。

なお、新潟・福島豪雨による災害及び台風第12号等による災害については、激甚災害指定を行い、公共土木施設や農地等の災害復旧事業への国庫補助のかさ上げ措置等（台風第15号による災害については、平成23年10月19日に激甚災害指定を行い、農地等の災害復旧事業への国庫補助のかさ上げ措置等）を講じることとしている。

第4 その他

上記のほか震災復興特別交付税、地方債等の取扱いの詳細については、別途お知らせすることとしている。

平成23年度一般会計補正予算(第3号)等について

平成23年10月21日

(単位 億円)

第一 一般会計予算の補正

I 東日本大震災関係経費

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 災害救助等関係経費	941
(2) 災害廃棄物処理事業費	3,860
(3) 公共事業等の追加	14,734
① 災害復旧等事業費	8,706
② 一般公共事業関係費	1,990
③ 施設費等	4,038
(4) 災害関連融資関係経費	6,716
(5) 地方交付税交付金	16,635
(6) 東日本大震災復興交付金	15,612
(7) 原子力災害復興関係経費	3,558
(8) 全国防災対策費	5,752
(9) その他の東日本大震災関係経費	24,631
(10) 年金臨時財源の補てん	24,897
計	117,335

(歳出の修正減少額)

既定経費の減額	△ 1,648
---------	---------

合 計	115,687
-----	---------

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) その他収入	187
(2) 復興公債金	115,500
計	115,687

II その他の経費

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

(1) 台風第12号等に係る災害対策費	3,203
(2) その他	7
計	3,210

(歳出の修正減少額)

東日本大震災復旧・復興予備費の減額	△ 2,343
-------------------	---------

合 計 867

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

(1) その他収入	758
(2) 前年度剰余金受入	119
計	876

(歳入の修正減少額)

その他収入	△ 10
-------	------

合 計 867

III B型肝炎関係経費

1 歳出の補正額

(歳出の追加額)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等	480
-------------------	-----

(歳出の修正減少額)

既定経費の減額	△ 202
---------	-------

合 計 279

2 歳入の補正額

(歳入の追加額)

その他収入	279
-------	-----

IV 歳入歳出予算補正の合計

1 歳出の補正額			
(歳出の追加額)			121,025
(歳出の修正減少額)		△	4,193
合			116,832
		計	
2 歳入の補正額			
(歳入の追加額)			116,842
(歳入の修正減少額)		△	10
合			116,832
		計	

(備考) 上記の補正により、平成23年度一般会計歳入歳出予算総額は、それぞれ1,063,987億円となる。

なお、計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

第二 特別会計予算の補正

交付税及び譲与税配付金特別会計、エネルギー対策特別会計、社会資本整備事業特別会計など13特別会計について、所要の補正を行う。

第三 政府関係機関予算の補正

株式会社日本政策金融公庫について、所要の補正を行う。

平成23年度補正予算（第3号）フレーム

(単位 億円)

財政需要		財源									
1	東日本大震災関係経費 117,335億円										
	(1) 災害救助等関係経費 941億円	1-1	復興債 115,500億円								
	(2) 災害廃棄物処理事業費 3,860億円										
	(3) 公共事業等の追加 14,734億円										
	① 災害復旧等事業費 8,706億円	1-2	税外収入 187億円								
	② 一般公共事業関係費 1,990億円										
	③ 施設費等 4,038億円	1-3	復興財源となる歳出削減 1,648億円								
	(4) 災害関連融資関係経費 6,716億円										
	(5) 地方交付税交付金 16,635億円										
	(6) 東日本大震災復興交付金 15,612億円										
	(7) 原子力災害復興関係経費 3,558億円										
	(8) 全国防災対策費 5,752億円										
	(9) その他の東日本大震災関係経費 24,631億円										
	<table border="0"> <tr> <td>立地補助金</td> <td>5,000億円</td> </tr> <tr> <td>雇用関係（重点分野雇用創造事業の積み増し等）</td> <td>3,780億円</td> </tr> <tr> <td>節電エコ補助金等</td> <td>2,324億円</td> </tr> <tr> <td>住宅エコポイント</td> <td>1,446億円 等</td> </tr> </table>	立地補助金	5,000億円	雇用関係（重点分野雇用創造事業の積み増し等）	3,780億円	節電エコ補助金等	2,324億円	住宅エコポイント	1,446億円 等		
立地補助金	5,000億円										
雇用関係（重点分野雇用創造事業の積み増し等）	3,780億円										
節電エコ補助金等	2,324億円										
住宅エコポイント	1,446億円 等										
	(10) 年金臨時財源の補てん 24,897億円										
2	その他の経費 3,210億円										
	(1) 災害対策費 3,203億円	2-1	税外収入 867億円								
	(2) その他 7億円	2-2	東日本大震災復旧・復興予備費の減額 2,343億円								
3	B型肝炎関係経費 480億円	3	税外収入等 480億円								
	合計 121,025億円		合計 121,025億円								

(参考) 財政投融资計画

株式会社日本政策金融公庫等に対し、13,421億円を追加する。

(注1) 8月9日の3党幹事長確認書を踏まえ、復興基本方針において、「年金臨時財源2.5兆円を復興債で補てんするための償還財源について、復旧・復興事業の財源に加算した上で検討する」とされたところ。年金臨時財源の補てん以外の「東日本大震災関係経費」は、9兆2,438億円となる。

(注2) 為替市場のいかなる動向にも十分な余裕をもって機動的な対応を行うようにするため、特別会計予算総則において、外国為替資金特別会計の外国為替資金証券発行等限度額を、23年度当初予算における150兆円から165兆円へと引き上げる。

(注3) このほか、特別会計予算総則において、原子力損害賠償支援機構法に基づき、原子力損害賠償支援機構に資金拠出するための交付国債の発行限度額を2兆円から5兆円へと引き上げる。

(注4) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。